

姫路市立学校屋内運動場空調設備の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市立学校の屋内運動場を学校教育以外の目的で使用する者が空調設備を利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる期間)

第2条 空調設備を利用できる期間は、夏季は5月1日から10月31日まで、冬季は12月1日から3月31日までとする。ただし、運動をする目的で屋内運動場を使用する場合は、夏季のみ利用できるものとする。

(利用時間等の報告及び空調料金の納付)

第3条 空調設備を利用した者（以下「利用者」という。）は、姫路市オンライン手続ポータルサイト（以下「サイト」という。）により空調設備の利用時間等を市長及び教育委員会に報告し、空調設備使用電力料等の実費相当額（以下「空調料金」という。）をクレジットカードによるオンライン決済で納付しなければならない。ただし、サイトによる報告及びクレジットカードによるオンライン決済が困難な場合は、姫路市立学校屋内運動場空調設備利用報告書（別記様式）により報告し、別途市長が指示する方法により空調料金を納付することができる。

2 前項の規定による報告及び納付は、空調設備を利用した日の翌日までに行わなければならない。ただし、同項ただし書の規定による場合は、この限りでない。

(空調料金の額)

第4条 利用者は、空調料金として1時間当たり500円を納付するものとする。

2 空調料金の算定において、利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。

(空調料金の免除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空調料金の納付を免除することができる。

- (1) 市が利用するとき。
- (2) 姫カツクラブが利用するとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(空調料金の還付)

第6条 納付された空調料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空調設備の利用は、必要時のみとすること。
- (2) 体育館の使用終了時に空調設備の電源を切ったことを確認すること。

(損害賠償)

第8条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により空調設備を汚損し、又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

姫路市立学校屋内運動場空調設備利用報告書

住 所

氏 名

電話番号 () -

姫路市立学校屋内運動場空調設備の利用時間等を以下のとおり報告します。

利用団体名	
利用学校名	義務教育学校の場合は（前期）又は（後期）も記入してください 学校（学院）
利用日	年 月 日
利用開始時刻	空調設備の電源を入れた時刻を記入してください 時 分
利用時間	1時間未満の端数は1時間に切り上げて記入してください 時間

（注意事項）

- ・ 姫路市オンライン手続ポータルサイトによる利用時間等の報告及びクレジットカードによるオンライン決済ができない場合のみ、この様式で報告してください。
- ・ 空調設備の利用後、すみやかに姫路市（学校施設課）に提出してください。